



茨城県報

第1001号

平成10年10月15日

木 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●有益な興行の推奨(女性青少年課)	1
●有害な興行の指定(女性青少年課)	2
●保険薬剤師の登録(保険課)	2
●指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者の指定(健康増進課)	3
●臨時種畜検査の実施(畜産課)	3
●保安林の指定の解除(林業課)	3
●保安林の解除の予定(林業課)	3
●保安林の指定の解除の予定(3件)(林業課)	4
●定款変更の認可(農地管理課)	5
●道路の区域の変更(6件)(道路維持課)	5
●道路の供用の開始(5件)(道路維持課)	8
●土地区画整理組合の解散の認可(都市整備課)	9
●土地改良区役員の就退任(2件)(土地改良事務所)	9
●土地改良区役員の退任(土地改良事務所)	10
●換地処分の届出(2件)(土地改良事務所)	10
公 告	
●開発行為の工事完了(3件)(建築指導課)	11
正 誤	
●平成10年6月29日付け茨城県報第970号中	12

告 示

茨城県告示第1125号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第7条の規定に基づき、青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 2 種 類 映画
- 3 題 名 「わたしがSuki」
- 4 製作会社 (有)パオ
- 5 配給会社 ”
- 6 推奨年月日 平成10年10月15日
- 7 推奨理由 この映画は、女子高生の売春の問題を取り上げたものであり、小遣い稼ぎ感覚で売春をしてしまった少女と、相談を受ける養護教諭の関わりを通して、自分の性を正しく見つめ、生命の大切さを感じ取り、自分らしさを取り戻していく姿を描いたもので、心の成長期にある青少年に有益な映画である。

茨城県告示第1126号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第8条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題 名	配 給 社 名
1346	映画	白衣人妻 したがる兄嫁	新東宝映画
1347	映画	痴女電車 さわり放題	新東宝映画
1348	映画	痴情報道 悦辱肉しびれ	大蔵映画
1349	映画	人妻スチュワーデス 制服昇天	新日本映像
1350	映画	制服ONANIE 濡れた腰巻	新日本映像
1351	映画	新日本映像ニュース〈人妻スチュワーデス 制服昇天〉	新日本映像
1352	映画	新日本映像ニュース〈制服ONANIE 濡れた腰巻〉	新日本映像
1353	映画	浮気妻 つまみ喰い	大蔵映画
1354	映画	ザ・痴漢教師2 脱がされた制服	新東宝映画
1355	映画	不浄下半身 尼寺の情事2	新日本映像
1356	映画	喪服義母 一息子であえぐー	新日本映像
1357	映画	人妻チャイナドレス 欲情むき出し	新日本映像
1358	映画	新日本映像ニュース〈不浄下半身 尼寺の情事2〉	新日本映像
1359	映画	新日本映像ニュース〈喪服義母 一息子であえぐー〉	新日本映像
1360	映画	新日本映像ニュース〈人妻チャイナドレス 欲情むき出し〉	新日本映像

茨城県告示第1127号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名	登録記号番号	登録年月日
高 橋 京 子	茨葉 3342	平成10年9月28日
相 澤 久 子	茨葉 3343	平成10年9月28日

茨城県告示第1128号

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の5の2第1項及び健康保険法（大正11年法律第70号）第44条ノ4第1項の規定により、次のとおり指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者を指定したので、老人保健法第46条の17の9第1号及び健康保険法第44条ノ12第1号の規定により告示する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

指定年月日	指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーション及び訪問看護ステーションの名称及び所在地
平成10年10月8日	社会福祉法人 武仁会 東茨城郡小川町下吉影2437-109	百里サンハウス訪問看護ステーション 東茨城郡小川町下吉影2437-109

茨城県告示第1129号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号並びに家畜改良増殖法施行規則第2条第2項の規定により、臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

検査年月日	検査場所
平成10年11月6日	西茨城郡友部町 茨城県畜産試験場

茨城県告示第1130号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除する保安林の所在場所
鹿島郡波崎町字豊ヶ崎9504番15
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第1131号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
那珂郡緒川村入本郷字後沢1414番6, 1414番7
- 2 指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

茨城県告示第1132号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿嶋市青塚字峰703番10, 703番11, 704番4, 704番5
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第1133号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
那珂郡緒川村入本郷字後沢1414番6, 1414番7
- 2 指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

茨城県告示第1134号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿島郡神栖町大字知手字知手新開4306番7, 4306番12, 4306番14, 4306番16, 4306番19, 4306番21, 4306番24

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

茨城県告示第1135号

平成10年9月21日付けで、玉川沿岸土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成10年10月6日認可した。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年10月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 会瀬港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
日立市会瀬町1丁目457番地先から	旧	メートル 最大 7.0	メートル 43	
		最小 4.5		
日立市会瀬町1丁目458番地先まで	新	最大 7.0	43	迂回路設置
		最小 4.5		
		最大 11.0	48	
		最小 4.4		

茨城県告示第1137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年10月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 日立いわき線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
日立市滑川町二丁目448番地先から	旧	メートル 最大 18.9 最小 9.0	メートル 168	
		新	最大 25.9 最小 15.8	168

茨城県告示第1138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図は、平成10年10月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立笠間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸太田市天神林町4丁目116番地先から	旧	メートル 最大 18.0 最小 17.5	メートル 190	
		新	最大 18.0 最小 17.5 最大 35.0 最小 18.5	190 204

茨城県告示第1139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年10月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市竹園 3 丁目103番から	旧	メートル 最大 50.0 最小 34.0	メートル 1,170	
		新	1,170	
つくば市吾妻 2 丁目103番まで	新	最大 50.0 最小 34.0 最大 23.0 最小 10.3	1,005	地下道設置

茨城県告示第1140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年10月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 土浦竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡阿見町大字実穀 字下宿1329番地先から	旧	メートル 最大 11.4 最小 7.7	メートル 43	
		新	43	現道拡幅
稲敷郡阿見町大字実穀 字下宿1330番3地先まで	新	最大 11.4 最小 10.2	43	現道拡幅
稲敷郡阿見町大字実穀 字横町1319番1から	旧	最大 8.8 最小 7.6	53	
		新	53	現道拡幅
稲敷郡阿見町大字実穀 字横町1317番5まで	新	最大 9.2 最小 9.0	53	現道拡幅

茨城県告示第1141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年10月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 土浦江戸崎線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡阿見町大字実穀 字下宿1330番1から	旧	メートル 最大 9.3	メートル 41	
		最小 7.9		
稲敷郡阿見町大字実穀 字横町1320番2まで	新	最大 32.0 最小 8.0	41	現道拡幅

茨城県告示第1142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、平成10年10月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 長沢水戸線
- 2 供用開始の区間 水戸市下国井町1526番から
水戸市下国井町1549番2まで
- 3 供用開始の期日 平成10年10月15日

茨城県告示第1143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、平成10年10月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 会瀬港線
- 2 供用開始の区間 日立市会瀬町1丁目457番地先から
日立市会瀬町1丁目458番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成10年10月15日

茨城県告示第1144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、平成10年10月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 日立笠間線
- 2 供用開始の区間 常陸太田市天神林町4丁目116番地先から
常陸太田市藤田町字大道東572番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成10年11月10日

茨城県告示第1145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、平成10年10月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦境線
- 2 供用開始の区間 つくば市竹園3丁目103番から
つくば市吾妻2丁目103番まで
- 3 供用開始の期日 平成10年10月21日



茨城県告示第1146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、平成10年10月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道118号
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字池田字松沼2836番3地先から
久慈郡大子町大字池田字松沼2818番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成10年10月22日



茨城県告示第1147号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき北茨城市三久保土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌



茨城県告示第1148号

茨城県那珂郡東海村に事務所を置く東海坏土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき届け出があったので、同条17項の規定により公示する。

平成10年10月15日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 雨 沢 誠

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂郡東海村大字石神内宿2258番地	理 事	佐 藤 壽 男	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂郡東海村大字船場233番地の2	理 事	後 藤 勝 行	



茨城県告示第1149号

稲敷郡美浦村大字受領1515番地に事務所を置く馬掛土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届け出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成10年10月15日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 田 村 勝 治

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡美浦村大字牛込766番地	理 事	武 田 一 男	
〃 〃 大字土浦145番地	〃	浅 野 治	
〃 〃 大字大山1020番地の2	監 事	糸 賀 芳之助	
〃 〃 大字牛込790番地	〃	武 田 清	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡美浦村大字牛込775番地	理 事	武 田 正 巳	
〃 〃 大字牛込737番地	〃	武 田 四 郎	
〃 〃 大字牛込766番地	監 事	武 田 一 男	
〃 〃 大字大山267番地	〃	糸 賀 和 彦	

茨城県告示第1150号

石岡市南台三丁目2番1号に事務所をおく石岡台地土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届け出があったので、同法第18条第17項の規定により告示する。

平成10年10月15日

茨城県土浦土地改良事務所長 川 島 時 雄

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡千代田町大字栗田389番地	理 事	市 川 淳	

茨城県告示第1151号

平成10年9月9日付け水土改指令第9号をもって認可した孫根地区の換地計画については、桂村から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

平成10年10月15日

茨城県水戸土地改良事務所長 中 島 正 隆

茨城県告示第1152号

平成10年9月7日付け土土改指令第30号で認可した高岡地区の更正換地計画については、土浦市外十五ヶ町村土地改良区から換地処分した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示

する。

平成10年10月15日

茨城県土浦土地改良事務所長 川 島 時 雄

公 告

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡千代川村大字村岡字西原乙141番10, 141番12, 141番13, 141番14, 141番15, 141番16, 141番17, 141番18, 141番19, 141番20, 141番21, 141番22, 141番23, 141番25

2 事業主の住所及び氏名

東京都渋谷区渋谷二丁目11番3号

山加電業 株式会社

代表取締役 加 山 岳 生

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成10年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡真壁町大字田字夫神免429番2

2 事業主の住所及び氏名

真壁郡真壁町大字古城322番地の1

大塚商事 有限会社

代表取締役 大 塚 定 治

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字高野字谷中657番, 658番, 660番1, 661番2

2 事業主の住所及び氏名

古河市原町9番92号

山 田 竹 夫

山 田 雅 子

 正 誤

平成10年6月29日付け茨城県報第970号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
10	上から16	(2) 中学校長は、入学願書のほかに、志願先高等学校ごとに入学志願者の調査書及び志願者一覧表を提出期間内に志願先高等学校長に対して提出するものとする。	(2) 中学校長は、入学願書のほかに、志願先高等学校ごとに入学志願者の調査書を提出期間内に志願先高等学校長に対して提出するものとする。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
 (休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)